

# 令和3年度 第1回上越市国民健康保険運営協議会次第

日時：令和3年8月5日（木）午後2時～

場所：上越市役所 401 会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名について

4 議 事

(1) 報告事項

① 上越市国民健康保険税条例及び上越市介護保険条例の一部改正について

資料1

(2) 協議事項

① 令和2年度上越市国民健康保険特別会計決算（見込み）について

資料2-1、2-2

② 令和2年度上越市診療所特別会計決算（見込み）について

資料3

③ 令和3年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（案）について

資料4

(3) その他

5 閉 会

## 上越市国民健康保険税条例及び上越市介護保険 条例の一部改正について

### 1 改正理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し、国民健康保険税及び介護保険料の減免を行うため、所要の改正を行ったもの

### 2 主な改正内容

#### (1) 第1条の規定による上越市国民健康保険税条例の改正内容

前年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免を行うため、必要な規定を整備した。（附則第20項関係）

#### (2) 第2条の規定による上越市介護保険条例の改正内容

前年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免を行うため、必要な規定を整備した。（附則第17条関係）

### 3 施行期日等

公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

### 4 上越市国民健康保険税条例及び上越市介護保険条例改正案新旧対照表

#### (1) 第1条の規定による上越市国民健康保険税条例の一部改正

（下線部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前
<p>附 則 1～19 略 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険税の減免）</p> <p>20 令和2年2月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次のいずれかに該当する者は、第29条第1項に規定する保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規</p>	<p>附 則 1～19 略 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険税の減免）</p> <p>20 令和2年2月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次のいずれかに該当する者は、第29条第1項に規定する保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規</p>

改 正 案	改 正 前
<p>定を適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 世帯の生計を主として維持する者の前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額が1,000万円以下であること。</p> <p>ウ 略</p> <p>21 略</p>	<p>定を適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 世帯の生計を主として維持する者の前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額が1,000万円以下であること。</p> <p>ウ 略</p> <p>21 略</p>

(2) 第2条の規定による上越市介護保険条例の一部改正

（下線部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前
<p style="text-align: center;">（第1号被保険者の保険料率）</p> <p>第8条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者で地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下、<u>附則第17条を除き</u>、「合計所得金額」という。）が50万円未満のもの 9万2,300円</p> <p>(7)～(15) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p style="text-align: center;">（第1号被保険者の保険料率）</p> <p>第8条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者で地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下_____「合計所得金額」という。）が50万円未満のもの 9万2,300円</p> <p>(7)～(15) 略</p> <p>2及び3 略</p>

改 正 案	改 正 前
<p>附 則  (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第17条 令和2年2月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料のうち、令和2年2月分以降の保険料の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第17条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、生計中心者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号において「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>合計所得金額(令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。)</u>のうち、<u>減少する</u>ことが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</p> <p>2 略</p>	<p>附 則  (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第17条 令和2年2月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料のうち、令和2年2月分以降の保険料の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第17条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、生計中心者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号において「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>減少する</u>  _____ことが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</p> <p>2 略</p>

## 5 国による財政支援

国民健康保険税及び介護保険料の減免において、国の基準による減免を行った場合は、令和2年度は減免総額の10分の10の財政支援であったが、令和3年度については、減免総額の10分の2の財政支援になる見込みである。